

保 護 者 様

令 和 5 年 6 月 1 5 日

神 埼 市 教 育 委 員 会
教 育 長 末 次 利 明
神 埼 市 立 西 郷 小 学 校
校 長 貞 包 典 子

教職員と児童生徒間でのメール等の取り扱いについて

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の教育行政ならびに本校の教育活動に関して、ご理解とご協力をいただき、誠に感謝申し上げます。

さて、これまでも本市では、教職員と児童生徒とが携帯電話等の連絡先を交換することを禁止し、児童生徒への連絡は保護者を介して行うなど、児童生徒との適切な距離感を持つよう指導してきました。

しかしながら、近年、携帯電話等を通じてSNSでのやり取りが契機となり、教職員が児童生徒に対してセクシャル・ハラスメントに当たる内容や職務上知り得た情報、人権侵害にあたる不適切な内容を繰り返し送信するなどの事案が発生しています。

そこで、教職員と児童生徒との連絡等について、適切に対応するために本市におきましても、次のとおり取り扱うようにしました。

【教職員と児童生徒との携帯電話等によるメール等のやり取りについて】

- 1 児童生徒への連絡は、保護者を介して行う。
※ 児童生徒と携帯電話等の私的な連絡先を交換しない。
- 2 生徒指導や部活動指導等に関し、やむを得ずメール等を通じて児童生徒に直接的な連絡が必要な場合は、事前に校長の承認を得、さらに保護者からも書面等により承諾を得たうえで、児童生徒に連絡する。
- 3 非常時や緊急時など、やむを得ず校長から事前の承認を得ることが出来ず、児童生徒に対し、メール等で連絡をせざる得ない場合は、連絡後速やかに校長等管理職に報告する。
※ なお、2、3の場合の宛先については、複数の教職員（担任・顧問等）や保護者も設定し、教職員と児童生徒とのやり取りが対一にならないようにすること。
- 4 児童生徒の方から連絡等があった場合は、校長等管理職に報告・相談のうえ、対応する。

以上、上記の対応について、教職員に周知徹底を行いますので、児童生徒及び保護者様におかれましても、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

また、緊急時や校長の承認を得て児童生徒へ直接メール等により連絡する場合には、保護者の皆様に承諾書のご提出をお願いすることになりますので、あわせてご協力をよろしくお願いいたします。